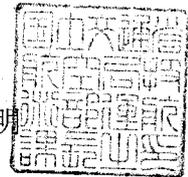




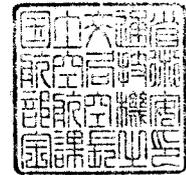
国空航第115号
国空機第126号
平成21年5月19日

スカイネットアジア航空株式会社
運航本部長 福永 勲二 殿
整備本部長 黒川 敏夫 殿

国土交通省航空局技術部
運航課長 富田 博明



航空機安全課長 島村 淳



搭載用航空日誌への確実な署名の実施等について（厳重注意）

平成21年3月15日、熊本空港において貴社12便（熊本空港発、東京国際空港行）の出発前点検を担当した整備士は、点検作業完了後の航空日誌への署名を失念し、当該便の機長も、同日誌の記載内容の確認をせず、羽田空港への運航を行うという事態が発生した。また、航空日誌に適切に署名がなされていないことが発見された後も運航を継続していた。

これは、航空法第19条（航空機の整備又は改造）、第58条（航空日誌）及び第73条の2（出発前の確認）に抵触するものであり、また法令違反等が明らかになった後も、直ちに航空局への報告が行われず監査での指摘に至っており、十分な再発防止策も講じられていない状態であった。これらについては、誠に遺憾であり、厳重に注意する。

本事案では、当該便の整備士及び運航乗務員並びにこれらの管理責任者のいずれにも、基本動作の不徹底、航空法遵守に対する意識不足等の問題があることから、必要な再発防止策を検討し、その具体的な計画について本年5月29日までに当局に報告されたい。